



齋藤 幸広 議員

問

町の経済活性化のための財政出動は27年度からの地方交付税の5年間の激減という難題をかかえ、思いきった措置がとれていない。この難局をのりきるには職員の意識改革と組織の活性化をはからなければならぬ。

②農業公社の分社化、ビュートホテルの負担金の問題など先送りしてきた課題も山積している。これらを解決するために過去のしがらみにとらわれないよう副町長を外部から招へいしてはどうか。

町長

①2、3名の採用となっているのでIターン枠の設定は困難である

②旧西郷町の時代は招へいをしたが、任期後のこ

Q 職員採用にIターン枠を。A 設定は困難。
Q 副町長は外部からの招へいを。A 任期後のことは今は言えない。

とを今言うことはできない。



本庁舎内

Q NHKラジオ放送がどこでも入るようにNHKに陳情を。A 調査をして要望する。

問

原田、五箇など島の北部ではNHKラジオが入らない。災害時のことを考えると早急に調査をし、NHKに陳情すべきだ。

問

状況の改善が必要な場所などは要望していく。放送法には「あまねく全国において受信できるようにしなければならぬ」とある。NHKにどのような対策をしたのか情報の公開を求める必要がある。

町長

所管と話をし、早期改善につながっていくよう対応していく。



受信アンテナ

問

個人の墓地新設についての規定が不足しており行政指導の権能規定が判然としていない。私有地内であっても事前届出をして町長の許可を受けなければならぬとは明文化されていない。隣人の承諾書面を貰う必要規定もない。位置を左右できるほどの行政指導に関する権能規定もない。町民の平穏な日常生活を願えば隣人間のトラブルの発生を避けるために個人墓地の新設に関する部分を細則に明文化しておくべきではないか。

町長

法律第10条の規定により、町長の許可を受けなければならず、罰則も法律に規定されて法的な整備は十分だ。

問

十分と言うが、100m以内で隣人



前田 芳樹 議員

Q 墓地条例の補正改正が必要ではないか。A 現状で十分だが、必要が生ずれば随時検討していく。

明文化すべきだ。

町長

本町には「墓地等項」がある。これを一度確認して、不足の部分があれば改正に向けて検討する。

町長

手続きの周知徹底を図るが、現状では法的な整備に付いては問題は無いと担当は見ている。必要が出てくれば当然追記をして行く。

問

法令、省令、本町の細則、他町の細則、どこを見ても100m以内の場合には隣人の承諾書面が無いといけないとは明文化されていない。今後このところを



住宅隣接墓地



是津 輝和 議員

問

両校が学校統廃合により、廃校

になって2年半が経った、どちらも比較的新しく、十分に再利用が可能であり、地元を中心に利活用の協議を進めていると承知しているが、未だに町としての利活用の計画が示されていない。

今までの協議状況は。

町長

旧那久小学校については、平成21年5月～12月まで「那久小学校跡利用検討委員会」で地域役員を中心に検討を重ねたが、明確な方向性が出なかった。

翌年2月～3月に「学校跡地利用検討プロジェクト」で若手職員による検討の結果、「介護サービス提供施設」の提案があり、それを受けて、福祉関係団体へ意向調査等

Q 旧那久小、旧大久小の早期活用を。
A 改めてスピードを上げて取り組む。

町長

改めてスピードを上げて取り組む。担当が何回地域へ出かけたのかは、把握していない。

旧大久小学校については、宿泊体験施設として地区と話し合いをしてきたが、地域内の意見調整に時間を要しており進展していない状況である。

問

検討を始めてから実質3年以上経過しているのに、未だに方向性すら出ていない。両施設とも、断じて廃墟にしてはならない。

旧大久小学校については、検討結果の答申書が出されており、今年の2月には、町から何らかの方向性が示される事になっていたが、未だに音沙汰が無いとのこと、担当は何回地域へ出かけて協議をしたのか。

旧那久小



旧大久小



安部 大助 議員

問

高齢者の増加に伴い、国や県は施設サービスや在宅サービスの充実とともに、介護をしている家族への支援や、地域に住む高齢者や家族を地域で守っていく地域支援を重要視している。

こういった背景から在宅で介護する家族に対しての行政支援と地域支援についての町長の考えは。

町長

在宅支援については介護者のリフレッシュ、経済的負担の軽減などの支援が必要と考える。また地域支援については、移動困難な高齢者の円滑な外出手段の確保や安否確認等の支援体制の構築が必要であると考えている。

問

現在、本町で行われている「介護用品支援事業」は、要介護

Q 介護者に対する支援についての考えは。
A 経済的支援や地域支援体制の構築が必要。
Q 介護用品支給事業の拡充を。
A 現状を把握し、隠岐広域連合と協議する。

4～5の在宅高齢者で非課税の世帯の在宅の高齢者等を介護している家族に対して、月額5千円を限度として助成券が支給されている。

しかし、他の先進地事例をみると、要介護1、2、3からの支給や、非課税世帯だけでなく、課税世帯にも支給をするなど、より多くの介護者に対して支援を行っている。介護者の負担を考えたとき、サービスの拡充などが必要と考えるが。

町長

本町高齢者調査を基に実態把握を行い、介護用品支援事業を委託している隠岐広域連合と協議を行っていくべきと考える。

介護者にやさしい町に



介護風景